

埼玉県里親委託面会交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、事業の円滑な推進を図るため、埼玉県里親委託面会交流事業実施要綱（令和2年3月27日付けこども第1156号。「以下「実施要綱」という。）に基づき、児童相談所長が里親家庭及びファミリーホーム（以下「里親家庭等」という。）に委託をすることが適当と判断した児童（以下「委託候補児童」という。）と、当該委託候補児童を委託する候補として選定された里親家庭等（以下、「候補家庭」という。）が、委託前に行う交流に係る経費の一部を補助し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、実施要綱に基づく埼玉県里親委託面会交流事業を実施する候補家庭を交付の対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第3条の交流に必要な経費とする。

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、委託候補児童1人を単位として、1日当たり1,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする候補家庭は、交付申請書（様式第1号）その他必要とする書類を別に定める期日までに知事に対して提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、第5条による交付申請があった事業について適当と認める場合は、第7条の条件を付して補助金の交付を決定し、その結果を通知するものとする。

(補助金の補助条件)

第7条 知事は、申請書の内容に疑義がある場合は、必要に応じて交付対象の候補家庭、委託候補児童、委託候補児童が措置されている施設職員及び児童相談所の職員に事実確認する。

また、交付後に、候補家庭が提出した申請書の内容に誤りがあり、交付対象に該当しないことが判明した場合、交付した補助金の返還を求めることとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の交付を受けた候補家庭は、交流期間が終了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、事業実績報告書(様式第2号)及び里親委託面会交流事業実施報告書(様式第3号)その他必要とする書類を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、第8条の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、候補家庭に通知する。

(補助金の請求)

第10条 第8条に定める補助金の額の確定があったときは、候補家庭は請求書(様式第4号)に必要とする書類を添付し、知事に請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 知事は、第9条による請求があったときは、当該請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。